

山梨県公報

第二千四百四十九号

平成二十六年
九月十八日

木曜日

目次

告示

- 県営土地改良事業計画の決定……………五四一
- 道路の区域変更(四件)……………五四一
- 道路の供用開始……………五四二
- 土地改良区役員の退任及び就任……………五四二

公告

告示

山梨県告示第二百五十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(農地整備事業「畑地帯担い手支援型」菱山地区)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十六年九月十八日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十六年九月十九日から同年十月二十日まで

三 縦覧場所

甲州市役所

四 異議申立期間

平成二十六年十月二十一日から同年十一月四日まで

山梨県告示第二百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十六年十月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府市川三郷線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
		旧	新		
中央市臼井阿原字葭原官有無番地先から中央市臼井阿原字上河原五九番の三地先まで	間	旧	新	(メートル)	(メートル)
		一三三・二〇	一三三・六〇		
		三一・二	一一四・四		三一八・五

山梨県告示第二百六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十六年十月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス公園線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
		旧	新		
南巨摩郡早川町保字大上双里早川右岸堤防	間	旧	新	(メートル)	(メートル)
		七・一	七・一		
		七・一	七・一		二二四・七

敷地先から 南巨摩郡早川町保字小家川原一六七五番の 一地先まで		新	旧
		二四・六 四〇・八	一一・二 一一四・七

山梨県告示第二百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十六年十月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士川身延線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南巨摩郡身延町和田字奥田ノ澤六九二番の五地先から 南巨摩郡身延町角打字大地二五七八番の二地先まで	旧	一一・三 一一三・三	一〇一・六
南巨摩郡身延町角打字大地二六一五番の一地先から 南巨摩郡身延町角打字大地二五七八番の二地先まで	新	一八・六 一四一・八	一〇一・六

山梨県告示第二百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十六年十月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十八日
山梨県知事 横内正明

一 道路の種類 県道
二 路線名 金山大月線
三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
大月市賑岡町奥山字運能戸道下一〇七三番地先から 大月市賑岡町奥山字宮沢浅利川右岸堤防敷地先まで	旧	五・八 一一・五	二六三・七
	新	七・五 二〇・〇	二六三・七

山梨県告示第二百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十六年十月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十八日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	高下鯉沢線	南巨摩郡富士川町高下字北畑九五〇番の六地先から 南巨摩郡富士川町高下字北畑九四〇番の一地先まで	一五二・〇	平成二十六年九月十八日

公 告

● 土地改良区役員の前任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、塩川

土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十六年九月十八日

山梨県知事 横内 正明

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	藤森 儀文	韮崎市穴山町一七〇三	平成二十六年八月六日
同	新藤 格	中田町中條一二五四	同
同	山本 建澄	中田町中條四一六五	同
同	上野 公	藤井町駒井一三七一	同
同	穂阪 忠	藤井町駒井二三三二	同
同	深澤 俊夫	藤井町駒井九四九一	同
同	飯室 治	藤井町北下條六七一	同
同	金子 正路	藤井町坂井五一一一	同
同	小川 龍馬	中田町中條一三四二	同
同	保阪 初男	中田町中條八三六一	同
同	今福 重幸	中田町小田川一四二	同
同	斉藤 實	中田町小田川一三三二	同
同	尾林 久常	穴山町二二一一	同
同	伊藤 文義	穴山町三三八七	同
同	嶋津 栄男	穴山町五〇八〇	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
同	守屋 直嘉	穴山町六七一六	同
同	細窪 康文	穴山町三四二六	同
同	保阪 正昭	中田町中條四三三三	同
監事	伊藤 治男	穴山町四七二七	同
同	穂阪 敏	藤井町駒井二七五八一	同
同	廣瀬 勝典	中田町中條七五一	同
同	猪股 洋仁	藤井町坂井三二四	同
理事	藤森 儀文	韮崎市穴山町一七〇三	平成二十六年八月七日
同	新藤 格	中田町中條一二五四	同
同	山本 建澄	中田町中條四一六五	同
同	上野 公	藤井町駒井一三七一	同
同	穂阪 忠	藤井町駒井二三三二	同
同	深澤 俊夫	藤井町駒井九四九一	同
同	飯室 治	藤井町北下條六七一	同
同	五味 篤	藤井町坂井七九九	同
同	小川 龍馬	中田町中條一三四二	同
同	保阪 初男	中田町中條八三六一	同

同	同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同
猪股 洋仁	廣瀬 勝典	穂阪 敏	伊藤 治男	保阪 正昭	細窪 康文	守屋 直嘉	嶋津 栄男	伊藤 文義	尾林 久常	齊藤 實	今福 重幸
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
藤井町坂井三二四	中田町中條七五一	藤井町駒井二七五八一	穴山町四七二七	中田町中條四三三三	穴山町三四二六	穴山町六七一六	穴山町五〇八〇	穴山町三三八七一	穴山町二二一一	中田町小田川一三三二	中田町小田川一四二二
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番